

制限付一般競争入札公告

小諸市が発注する建設工事について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定及び小諸市財務規則（昭和 55 年規則第 16 号）第 106 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 9 日

小諸市長 小 泉 俊 博

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 番 号 88
- (2) 工 事 名 令和 7 年度 市単事業 東御市御牧原地区 配水管布設替工事
- (3) 工事場所 東御市御牧原
- (4) 工事概要 施工延長 L=60.2m
HPPE φ 50 L=60.2m
給水管 ポリエチレン二層管（3 種） L=5.0m
既設管撤去
VP φ 40 L=61.0m
- (5) 工 期 令和 8 年 7 月 31 日まで

2 入札参加資格

本入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 12 年小諸市告示第 32 号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申立てがされていない者とみなす。
- (5) 小諸市の事務事業等からの暴力団排除措置要綱（平成 24 年小諸市告示第 35 号）に規定する排除対象者でないこと。
- (6) 小諸市建設工事入札合理化対策要綱（平成 12 年小諸市告示第 2 号）に基づいて、「水

道施設」で競争入札参加資格の認定を受け、直近の小諸市建設工事入札参加資格者名簿に登載された者であること。

(7) 水道施設工事業について、有効な経営事項審査を有している者であること。

(8) 水道施設工事業について、建設業法に基づく特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者（総額 4,500 万以上の下請契約を締結して施工する予定の場合は、特定建設業の許可を受けているものに限る）であること。

(9) 直近の小諸市建設工事入札参加資格等級格付における「水道施設」の等級が「A」若しくは「B」若しくは「C」の者であること。

(10) 小諸市内に本店を有する者であること。

※旧御牧ヶ原水道組合の給水区内であるため、別に示した市外業者を加える。

(12) 建設業法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

(13) 配管工従事者の資格要件を満たすこと。

3 設計図書の閲覧

閲覧期間は、入札公告日から令和 8 年 2 月 26 日（木）までとし、入札情報システム（小諸市オフィシャルサイト内）に掲載する。

4 設計図書に関する質問及び回答

質問は、令和 8 年 2 月 16 日（月）正午までに、下記へメール又は F A X により提出するものとし、回答は令和 8 年 2 月 18 日（水）以降に入札情報システムへ掲載する。

- ・ メールアドレス keiyaku@city.komoro.nagano.jp
- ・ F A X 番号 0267-23-8766

5 入札の日時・場所及び入札方法

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 2 月 26 日（木）午前 10 時 15 分

イ 場所 小諸市役所 第 3 会議室

(2) 提出方法

入札書（様式第 1 号）の提出は持参によるものとし、郵送及び電報等による提出は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書の提出時に次の書類を提出すること。

ア 工事費内訳書

① 工事費内訳書は任意の様式により提出することとし、工事工種体系ツリーにおける工種（レベル2）まで（種別（レベル3）以下の項目に係る金額が記載されていても差し支えない）の各項目に係る積算金額を記載し、合計金額を記載すること。工事価格は第1回目の入札額と一致させること。ただし、工事費内訳書の工事価格の1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効とする。

なお、第2回目の入札及びその後の見積りにおいては提出不要とする。

② 工事費内訳書の表紙には、次の項目を記載すること。

- ・提出日
- ・発注者名
- ・工事名
- ・工事場所
- ・入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（社印及び代表者印を押印すること）

イ 委任状（様式第2号）

小諸市財務規則第111条第4項の規定により、代理人が入札する場合のみ提出すること。

- (5) 開札執行回数は2回までとし、予定価格の制限範囲内での入札価格があるときは、その範囲内で最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者の入札者名及び入札金額を読み上げ、落札者を決定するための審査を行う旨を宣言するとともに落札を保留し、開札を終了する。
- (6) 予定価格の制限の範囲内で同じ最低価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者及び順位を決定するものとする。
- (7) 第1回目の入札で応札者が1者の場合でも入札を執行し、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札であれば当該者を落札候補者とする。
- (8) 第1回目の入札で予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。
- (9) 第2回目の入札において落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づいて、辞退、無効の入札をした者を除いた、最低金額の入札者と随意契約のための見積りに移行する。随意契約のための見積書（様式第3号）の徴取は2回までとする。
- (10) 次に該当する入札書による入札は無効とする。

ア 所定の様式以外の入札書

イ 同一人がした2通以上の入札書

ウ 住所、商号又は名称、代表者職氏名若しくは入札金額のいずれか又は全ての記載がない入札書

エ 社印及び代表者印の押印がない入札書

オ 記載内容を訂正し、訂正印のない入札書

カ 本公告に示す入札参加資格要件を満たしていない者が入札した入札書

キ 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書

ク 工事費内訳書に記載されている工事価格と入札書に記載されている入札金額が一致しない入札書。ただし、工事費内訳書の工事価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書を除く。

ケ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(11)次に該当する工事費内訳書を提出した者による入札は無効とする

ア 上記(4)ア②に示す必要事項の記載のない工事費内訳書

イ 入札日以外の日付が記載された工事費内訳書

ウ 工事名、工事場所が入札公告記載の内容と異なる工事費内訳書

6 事後審査

(1) 事後審査の方法

開札終了後、速やかに落札候補者に対し、落札候補者となった旨を口頭、電話、FAX又は電子メールにより連絡するとともに次に掲げる書類（以下「必要書類」という。いずれも小諸市オフィシャルサイト（<http://www.city.komoro.lg.jp>）内に掲載する。）の提出を求め、配置予定の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者について要件を満たしていることの審査を行う。

ア 配置予定技術者等通知書

イ 現場代理人経歴書

ウ 主任技術者経歴書（代理人と兼ねる場合は不要）

エ 配置予定技術者が建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者であることを証する書面（技術士等の資格を有することを証する書面の写し等）

オ 配置予定技術者等の雇用関係証明書類

(2) 必要書類の提出期限 令和8年2月27日（金） 17時15分まで

(3) 必要書類の提出方法

持参又は郵送により、財政課契約財産係へ提出する。なお、郵送により提出する場合は、提出期限内必着とする。

(4) 失格基準

落札候補者が次の各号に該当する場合には、当該落札候補者を失格とした上で次順位者を落札候補者とし、以降当該要件に適合するまで順次事後審査を行う。

ア 提出期限までに必要書類を提出しないとき。

イ 配置予定の現場代理人及び主任技術者又は監理技術者が要件を満たしていないとき。

(5) 落札決定

事後審査に適合していることが確認できた場合には、当該落札候補者を落札者とし、速やかに当該落札者に対し、落札者となった旨を口頭、電話、FAX又は電子メールにより連絡し、契約締結に必要な書類の提出を求めるものとする。

7 契約条項等

(1) 小諸市建設工事事務処理規程（平成12年小諸市訓令第1号）及び小諸市建設工事入札合理化対策要綱並びに小諸市建設工事請負契約書による。

(2) 落札者は落札決定日の翌日から起算して5日以内に契約書を財政課へ提出すること。

8 入札保証金

免除する。

9 契約保証

契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金銭的保証とする。

10 前払金及び中間前金払の適用

小諸市財務規則及び小諸市公共工事の前金払に関する取扱要領並びに小諸市建設工事請負契約約款の規定による。

11 部分払金の適用

小諸市財務規則による。

12 最低制限価格の適用

(1) 最低制限価格

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費相当額に10分の10を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

13 異議の申立て

入札者は、入札後、設計図書・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

14 入札に関する問い合わせ先

小諸市 総務部 財政課 契約財産係 電話 0267-22-1700（内線 2342）